

事業所名	グループホームやくしの里		
事業の種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護保険事業者番号	1790200032
事業所の所在地	石川県七尾市黒崎町ヲ部109番地		
事業所連絡先	0767-59-1801	管理者	石垣 初江
運営方針	<p>① 事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示に趣旨及び内容に沿ったものとする。</p> <p>② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</p> <p>③ 利用者及び家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</p> <p>④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。</p> <p>⑤ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。</p>		
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護計画若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、食事・排泄・入浴(清拭)・着替え等の介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等</li> </ul>		
利用定員	9名		
従業者の職種、員数	管理者 1名(兼務)、介護支援専門員 1名(兼務)、看護職員 1名、介護職員 5名		
従業者の勤務体制	早番 7:00~16:00 1名 日勤 8:30~17:30 2名 遅番 10:00~19:00 1名 夜勤 17:00~翌9:00 1名		
緊急時の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、必要な措置を講じるとともに利用者の家族や市町担当課へ速やかに連絡を行う。</li> </ul>		
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>円山医院(七尾市府中町68番地3 内科・循環器内科・消化器内科)</li> <li>島田歯科医院(七尾市府中町172番地 歯科)</li> </ul>		
苦情相談窓口	窓口 管理者兼介護支援専門員 担当者 石垣 初江 連絡先 0767-59-1801		
利用料 (自己負担割合が 1割の場合)	<p>【基本料金(1日当たり)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要支援2 761円/月</li> <li>要介護1 765円/日</li> <li>要介護2 801円/日</li> <li>要介護3 824円/日</li> <li>要介護4 841円/日</li> <li>要介護5 859円/日</li> </ul> <p>【加算料金】(詳しくは料金表を参照ください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円/日</li> <li>サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日</li> <li>医療連携体制加算(Ⅱ) 47円/日</li> <li>栄養管理体制加算 30円/月</li> <li>科学的介護推進体制加算 40円/月</li> <li>介護職員処遇改善(Ⅰ) [基本料金+加算(介護職員等特定処遇改善加算Ⅱと介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)]×11.1% (月単位で算定、1円未満切捨て)</li> <li>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) [基本料金+加算(介護職員処遇改善加算Ⅰと介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)]×2.3% (月単位で算定、1円未満切捨て)</li> <li>介護職員等ベースアップ等支援加算 [基本料金+加算(介護職員処遇改善加算Ⅰと介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを除く)]×2.3% (月単位で算定、1円未満切捨て)</li> </ul>		
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食費(おやつ代含む) 1日 1,000円</li> <li>② 家賃 1日 1,400円</li> <li>③ 水道光熱費 1日 400円</li> <li>④ 入居時保証金 100,000円(入居後3ヶ月以内の退居については半額返金)</li> <li>⑤ その他、日常生活において必要となる費用 実費</li> </ul>		
施設の利用に当たって の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を掛けること。</li> <li>事故発生時の損害賠償等 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。</li> </ul>		